

「大分県宿泊税(案)」に対する県民意見募集の結果について

1. 募集期間 令和8年3月24日(火)～4月24日(金)
2. 提出件数 24件(12名)
3. 意見の概要

番号	項目	ご意見の要旨	県の考え方
1	現場の負担感	宿泊者に対して、入湯税に加えて宿泊税を徴収するのは説明がつかない。宿泊税の導入により、客足が減るのでは。	宿泊税は、観光振興を図ることを目的として、宿泊行為に対して課する税として検討しているものです。一方「入湯税(市町村税)」は環境衛生施設や鉱泉源の保護管理施設の整備等を目的として、鉱泉浴場における入湯行為に課する税となっており、課税主体、課税の趣旨及び課税客体が異なります。 ご意見のとおり、それぞれの制度の内容を説明することが現場での負担とならないよう、「宿泊税」と「入湯税」の違いなどについて、宿泊者から理解が得られるよう、県として周知してまいります。
2		宿泊税が導入されることで、入湯税との違いや宿泊料金の内容など、複雑な説明が必要となり、現場の負担となる。	宿泊税は、観光振興を図ることを目的として、宿泊行為に対して課する税として検討しているものです。一方「入湯税(市町村税)」は環境衛生施設や鉱泉源の保護管理施設の整備等を目的として、鉱泉浴場における入湯行為に課する税となっており、課税主体、課税の趣旨及び課税客体が異なります。 ご意見のとおり、それぞれの制度の内容を説明することが現場での負担とならないよう、「宿泊税」と「入湯税」の違いなどについて、宿泊者から理解を得られるよう、県として周知してまいります。
3	税申告の簡素化	宿泊税の申告のために県税事務所まで行くのは困難。デジタル化等により、申告を容易にして欲しい。	ご意見を踏まえ、宿泊税の申告納入にあたっては、電子申告・納税システム(eLTAX)によるオンラインでの手続き、最寄りの県税・納税事務所(6か所)の窓口や郵送での対応に加え、お近くの金融機関でも行うことができるようにする等、利便性を確保し、事業者の皆様の事務負担軽減に最大限配慮してまいります。
4	素泊まり料金の算定	税率判定の基準として「素泊まり料金」の算出は困難なであり、PMS(ホテル管理システム)の改修コストも増大するため、「宿泊代金の総額」を基準とすることを要望する。	宿泊税の課税客体は「宿泊行為」であるため、食事代等を除いた素泊まり料金を課税の基準とする想定です。 素泊まり料金の算定についての具体的な取扱いについては、別途手引きやQ&A等でお示しする予定です。 なお、宿泊税導入に伴うシステム改修費用については、補助制度の創設を検討しています。
5		PMS(ホテル管理システム)が素泊まり料金の自動算出に対応しておらず、個別の手計算となると、サービスの低下と顧客への説明責任も果たしにくい。	宿泊税の課税客体は「宿泊行為」であるため、食事代等を除いた素泊まり料金を課税の基準とする想定です。 素泊まり料金の算定についての具体的な取扱いについては、別途手引きやQ&A等でお示しする予定です。 宿泊料金の取り扱いについては、宿泊者から理解を得るよう、県として周知してまいります。 なお、宿泊税導入に伴い宿泊事業者が行うシステム改修については、補助制度の創設を検討しています。

番号	項目	ご意見の要旨	県の考え方
6		別府市の入湯税と県の宿泊税の税率の段階が異なることは、現場の税務処理や宿泊者に対する説明が困難となるため、見直して欲しい。	宿泊税は、観光振興を図ることを目的として、宿泊行為に対して課する税として検討しているものです。一方「入湯税(市町村税)」は環境衛生施設や鉱泉源の保護管理施設の整備等を目的として、鉱泉浴場における入湯行為に課する税となっており、課税主体、課税の趣旨及び課税客体が異なります。 ご意見のとおり、それぞれの制度の内容を説明することが現場での負担とならないよう、「宿泊税」と「入湯税」の違いなどについて、宿泊者から理解を得るよう、県として周知してまいります。
7		繁忙期には宿泊料金が上昇し、「税率の段階」を跨ぐケースが多発することになり、家族等、同じ宿泊者グループ内でも税額が異なることが想定される。その場合、複雑な税額計算や説明が求められることになり、現場にとって繁忙期に耐え難い負担となるため、見直して欲しい。 また、乳児(宿泊料金0円)への課税可否が不明確。	今回お示した税率案については、大分県観光振興財源検討会議における報告書を基に、宿泊事業者の皆様からのご意見を踏まえ、段階的な税率としております。 宿泊税導入に伴い宿泊事業者が行うシステム改修について、補助制度を設けるなど、現場の負担軽減策を検討して参ります。 乳児に限らず、宿泊料金がつかからなければ、課税対象外となります。その他の具体的な取扱いについても、制度導入の際には、宿泊事業者向けに手引きやQ&A等に作成し、お示しする予定です。
8	税率	【課税方式の抜本的簡素化】 税率の判定は素泊まり基準ではなく、宿泊料金総額で行い、税率の段階についても簡素化して欲しい。 【入湯税との整合性確保】 納税義務者の範囲、税率の段階等について、入湯税との整合性の確保を求める。 【導入前の現場検証】 制度導入前に宿泊事業者との協議の場を設け、システム対応のあり方(費用負担、運用方法等)について現場の実態を踏まえ導入を進めてほしい	【課税方式の抜本的簡素化】 宿泊税の課税客体は「宿泊行為」であるため、食事代等を除いた素泊まり料金を課税の基準とする想定です。 税率案については、大分県観光振興財源検討会議における報告書を基に、宿泊事業者の皆様からのご意見を踏まえ、段階的な税率としております。 素泊まり料金の算定についての具体的な取扱いについては、別途手引きやQ&A等でお示しする予定です。 宿泊料金の取り扱いについては、宿泊者から理解を得るよう、県として周知してまいります。 【入湯税との整合性確保】 宿泊税は、観光振興を図ることを目的として、宿泊行為に対して課する税として検討しているものです。一方「入湯税(市町村税)」は環境衛生施設や鉱泉源の保護管理施設の整備等を目的として、鉱泉浴場における入湯行為に課する税となっており、課税主体、課税の趣旨及び課税客体が異なります。 ご意見のとおり、それぞれの制度の内容を説明することが現場での負担とならないよう、「宿泊税」と「入湯税」の違いなどについて、宿泊者から理解を得るよう、県として周知してまいります。 【導入前の現場検証】 いただいた意見を踏まえ、現場に精通する事業者や専門家とも協議しながら制度設計を進めて参ります。なお、宿泊税導入に伴い宿泊事業者が行うシステム改修については、補助制度の創設を検討しています。
9		低価格プランの宿泊者に消費税、入湯税、宿泊税の3重課税の負担軽減をお願いしたい。 宿泊税の税率について、「2,500円未満 50円/1人1泊」を追加して欲しい。	宿泊税は、観光振興を図ることを目的として、宿泊行為に対して課する税として検討しているものです。一方「入湯税(市町村税)」は環境衛生施設や鉱泉源の保護管理施設の整備等を目的として、鉱泉浴場における入湯行為に課する税となっており、課税主体、課税の趣旨及び課税客体が異なります。 また「消費税」及び「地方消費税」は、社会保障費や一般的な公共サービスに必要な財源を確保することを目的として、財やサービスの提供に対して課する税です。 それぞれの制度の内容を説明することが現場での負担とならないよう、特に「宿泊税」と「入湯税」の違いなどについて、宿泊者から理解が得られるよう、県として周知してまいります。 低価格帯の宿泊施設の宿泊者への配慮として、税率設定に当たっては、低い税額の段階を設定しているところですが、他方で、事業者の事務負担増を避けるため、税率は可能な限り簡素化する必要があります。 宿泊事業者との意見交換会等での声を踏まえながら、税率を含む最終制度案を検討してまいります。
10		宿泊者と宿泊施設とのトラブル防止のため、税率の判断根拠となる宿泊料金について、税込・税抜の併記を公式に推奨すべき。	税率の判断根拠となる「宿泊料金」については、今後宿泊事業者向けに作成する手引き等にて消費税抜き・消費税込みを併記して記載する予定です。

番号	項目	ご意見の要旨	県の考え方
11	課税免除	市県民税等をすでに納税している大分県民は対象外、または軽減すべき。姫路城のような地元割引を提案する。	宿泊税は、持続可能な観光地域づくりを目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図るための財源とするために導入するものです。 大分県民が宿泊する場合であっても、宿泊税によって整備された施設や公共交通機関の利用など一定の受益があると考えられることから課税対象としております。また、課税免除の要件として、居住者と非居住者で区別をすることは税制上、適当ではないとされています。
12	特別徴収義務者報償金	OTA(オンライン旅行代理店)の利用手数料等を考慮すると、報償金の2.5%では低すぎる。県から大手OTAへ宿泊税を、OTA利用手数料の対象から外す」よう交渉してもらいたい。	特別徴収義務者報償金は、宿泊税の納期内納入を促進すること、また、特別徴収義務者の負担を軽減することを目的に納期内納入額の一定割合について交付するものです。 交付率については、先行自治体の状況や他の税目との均衡を図る観点から、2.5%を基準として検討しているところです。 大手OTA事業者への働きかけについては、地域の宿泊事業者の皆様からも複数のご意見をいただいているところであり、今後、OTA事業者への働きかけを行うとともに、自社サイト等、OTA以外からの集客チャネル強化に向けた支援策も含め検討して参ります。
13		キャッシュレス手数料(3%程度)に対し報償金(2.75%想定)では施設側負担となる。また、システム改修にかかる負担も大きい。	特別徴収義務者報償金は、宿泊税の納期内納入を促進すること、また、特別徴収義務者の負担を軽減することを目的に納期内納入額の一定割合について交付するものです。 交付率については、先行自治体の状況や他の税目との均衡を図り、2.5%を基準として定めており、引き上げることは困難です。 なお、宿泊税導入に伴い宿泊事業者が行うシステム改修については、補助制度の創設を検討しています。
14	システム補助	システム改修補助制度について、自社開発システム(自社エンジニア)による改修も補助対象に含めてもらいたい。外注と同様のコストが発生する。	宿泊税導入に伴い宿泊事業者が行うシステム改修については、補助制度の創設を検討しています。 いただいた意見も踏まえ、補助対象経費等の詳細について検討して参ります。
15		宿泊税の導入については、基本的には賛同。 宿泊税は観光地の価値を高めるための投資財源として位置づけるべき。そのために、税収の用途を観光振興に明確に限定し、地域に還元される仕組みを構築することが不可欠。	宿泊税は、観光振興のための財源とすべく、目的税として導入することを検討しています。その場合は、その用途は税の目的である観光振興に資する施策に限定するととなります。
16		由布院が今後目指すべき姿は、通過型観光地ではなく、滞在型の保養温泉地である。その実現のため、宿泊税はトレッキング、サイクリング、自然体験など、滞在時間を延ばすインフラ整備に重点投資すべき。	地域ごとの実情や目指す姿に沿った事業を後押しするため、宿泊税収から賦課徴収や災害対応等の共通経費等を除いた額の7割を各市町村へ交付する仕組みを検討しています。 交付金の具体的な用途につきましては、市町村が主体となって地域ごとの課題に応じてご活用いただきたいと考えております。
17	用途	滞在時間が長く、地域体験に参加し、自然・文化の保全に関心を持つ、「ハイコントリビューティングビジター」の誘客を増やすことが、地域の持続的な発展につながる。宿泊税は、そのような価値志向の観光客を呼び込むための基盤整備に活用されるべき。	ご指摘いただいた点は、本県が目指す持続可能な観光地域づくりに向けて、受入基盤の整備や誘客施策を考えるにあたって重要な視点です。いただいた意見も踏まえ、今後の活用施策を検討して参ります。
18		宿泊税の運用にあたっては、観光価値を創出している由布院等の地域への重点的な再投資を行うべき。	観光に係る課題や必要な投資は地域ごとに大きく異なります。そのため県では、各地域においてそれぞれの実情や課題に応じた取組に宿泊税を主体的に活用していただけるよう、宿泊税収から賦課徴収や危機管理のための共通経費を除いた額の7割を、各市町村の税収に応じて交付金を交付する仕組みを検討しています。具体的な用途につきましては、市町村が主体となって地域の課題に応じてご活用いただきたいと考えております。 他方で、県全体の観光の底上げを図るために、残り3割の県の財源を活用し、全県的な広域周遊の促進や魅力向上にも取り組んでまいります。

番号	項目	ご意見の要旨	県の考え方
19	用途	公共施設の整備より、受け入れる民宿・事業所の設備改善への直接補助を最優先すべき。	<p>宿泊税は宿泊者の皆様に納めていただく税であることから、受入環境の充実など、宿泊者自身の利便性や満足度の向上に資する事業への充当は、用途を考えるにあたって重要な視点です。</p> <p>一方で、公共施設の整備と宿泊施設への直接支援のどちらを優先すべきかについては、各地域が抱える課題や実情によって異なります。</p> <p>そのため、県では、地域ごとの実情や目指す姿に沿った事業を後押しするため、宿泊税収から賦課徴収や災害対応等の共通経費等を除いた額の7割を各市町村へ交付する仕組みを検討しています。交付金の具体的な用途につきましては、市町村が主体となって地域の課題に応じてご活用いただきたいと考えております。</p>
20		用途については、1円単位での明確化し、情報公開を要求。クリーンな公開が前提。	<p>宿泊税の用途に関する透明性の確保は、制度の信頼性を担保する重要な要素と認識しています。</p> <p>税収については、基金を設置し、税収を一元管理することを検討しています。</p> <p>また、用途については、県内事業者や外部有識者等からなる組織体を設置し、少なくとも年1回用途の検証を行い、公表する等、納税者である宿泊者をはじめ、宿泊事業者、県民の皆様からの理解と信頼を得られるよう、見える化と検証体制について、検討してまいります。</p>
21	用途の見える化	過去の無駄な投資への不信感が強い。真に観光に資する事業への限定使用を。	<p>宿泊税を活用した施策について、税の目的に沿った活用がされているか、効果的な施策が出来ているか等を検証するため、県内事業者や外部有識者等からなる組織体を新たに設置し、検証体制をしっかりと構築してまいります。</p> <p>少なくとも年1回は検証を行い、その結果を公表する等、納税者である宿泊者をはじめ、宿泊事業者、県民の皆様からの理解と信頼を得られるよう、用途の「見える化」も徹底してまいります。</p>
22		整備箇所「宿泊税により実施」という表示やQRコード公開を行い、観光客が貢献実感できるよう取り組まれたい。	<p>いただいた意見を踏まえ、納税者である宿泊者をはじめ、宿泊事業者、県民の皆様からの理解と信頼を得られるような仕組みを検討してまいります。</p>
23	県一括での導入の必要性	<p>導入に反対。</p> <p>先行して導入している地域は京都やニセコなどの大規模な観光地。大分県全体ではなく、オーバーツーリズムの課題に直面する別府市、由布市に絞って対象とすべき。</p> <p>また、観光財源に充てる税金として、宿泊事業者が代理で徴収する等、手間や無駄が多いのではないかと。</p>	<p>観光の課題は、一部地域におけるオーバーツーリズムに限らず、受入環境の整備や新たな魅力づくり、地域への誘客など多岐にわたっており、特定の市町村だけでなく、県内各地においてそれぞれの課題に応じた取組を進める必要があります。</p> <p>観光産業は本県経済を支える基幹産業です。観光客の集中する地域から周辺の観光地へ広域周遊する仕組み等の環境整備に取り組み、本県全体の観光振興に繋げていくため、全県域で取り組むべきものと考え、県税として導入することとしています。</p> <p>宿泊税制度導入に伴い、宿泊事業者の皆様へ特別徴収のご負担をおかけすることは重く受け止めております。宿泊税導入に伴うシステム改修費用について、補助制度の創設を検討しているほか、税制度の周知等により、現場の負担を軽減できるよう対策を検討して参ります。</p>
24	導入までのプロセスについて	<p>宿泊税は入湯税、消費税との三重課税になるのではないかと。</p> <p>また、宿泊税導入のプロセスとして、本来は市町村が各地域で議論し、積み上げたものを県がまとめるべきではないかと。県が有識者と決めた案を最後に現場へ持ってくるのは、プロセスとして良くない。</p>	<p>宿泊税は、観光振興を図ることを目的として、宿泊行為に対して課する税として検討しているものです。一方「入湯税(市町村税)」は環境衛生施設や鉱泉源の保護管理施設の整備等を目的として、鉱泉浴場における入湯行為に課する税となっており、課税主体、課税の趣旨及び課税客体が異なります。</p> <p>また「消費税」及び「地方消費税」は、社会保障費や一般的な公共サービスに必要な財源を確保することを目的として、財やサービスの提供に対して課する税です。</p> <p>それぞれの制度の内容を説明することが現場での負担とならないよう、特に「宿泊税」と「入湯税」の違いなどについて、宿泊者から理解が得られるよう、県として周知してまいります。</p> <p>県では、昨年5月に有識者会議である大分県観光振興財源検討会議を設置して以降、当該検討会議と平行して、地域の宿泊事業者の皆様と意見交換しながら検討を進めて参りました。</p> <p>また、意見交換会の開催にあたっては、旅館業法の許可および住宅宿泊事業法の届出を行っている県内全事業者の皆様へ直接ご案内を差し上げ、県内13～15箇所での意見交換会をこれまで計3回(のべ45回)、開催し、報告書の内容に反映させて参りました。</p> <p>これまでの意見交換会にていただいたご意見や、本パブリックコメントにていただいた声を受け止め、市町村や事業者の皆様とともに、制度の検討を進めて参ります。</p>